

1. 調査の目的

「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）において、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指すとし、そのための通過点として、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進めることとしている。

科学技術・学術分野においては、女性の参画拡大のため、大学や企業等において、意思決定を行う理事長・学長・研究所所長等の経営層、管理職や教授など現場のトップや、研究現場を主導する上位職に女性研究者・技術者を積極的に登用することを施策の基本的方向としており、そのための具体的な取組の一つとして、科学技術・学術関連機関の理事長・学長・研究所所長の女性比率を把握し、公表することとしている。

これを踏まえ、本調査を実施した。

2. 調査の対象及び調査方法

① 大学の学長

⇒文部科学省 令和4年度学校基本調査による。

大学は学校教育法第1条で示されるもののうち、短期大学を除いたものをいう。

② 大学共同利用機関法人の機構長

⇒文部科学省調べ。

大学共同利用機関法人は国立大学法人法第2条第3項に規定するものをいう。

③ 国立研究開発法人の理事長

⇒内閣府において各国立研究開発法人に対し調査票を用いて調査。

国立研究開発法人は独立行政法人通則法第2条第3項に規定するものをいう。

3. 調査の結果

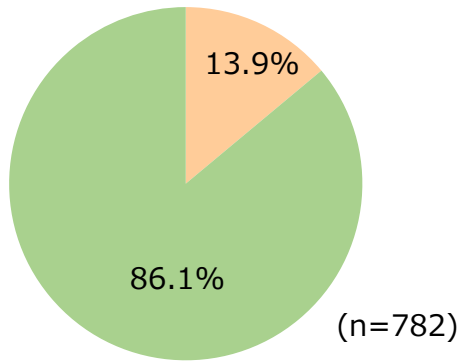
	総数 (人)	女性の数 (人) (割合 (%))	男性の数 (人) (割合 (%))
大学の学長	782	109 (13.9%)	673 (86.1%)
国立大学	85	4 (4.7%)	81 (95.3%)
公立大学	99	20 (20.2%)	79 (79.8%)
私立大学	598	85 (14.2%)	513 (85.8%)
大学共同利用機関法人の機構長	4	2 (50.0%)	2 (50.0%)
国立研究開発法人の理事長	27	0 (0.0%)	27 (100.0%)

※2022年5月1日時点

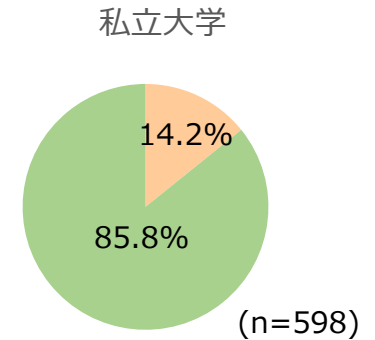
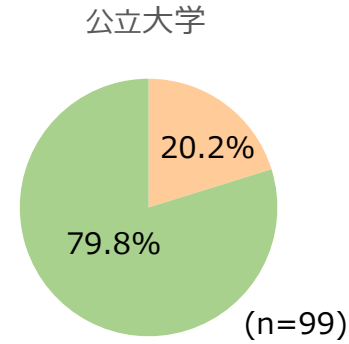
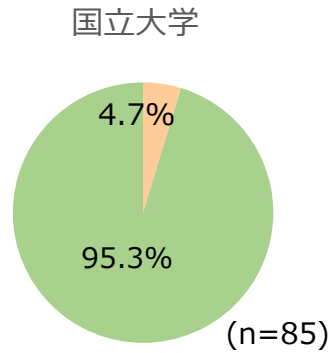
3. 調査の結果 (つづき)

①大学の学長

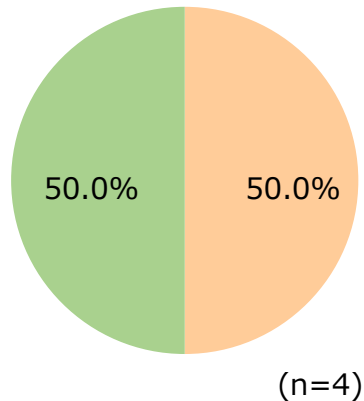
【全体】



【設置形態別】



②大学共同利用機関法人の機構長



③国立研究開発法人の理事長

